地域や社会の課題を横浜市との“協働”で解決！

**2023年6月30日更新版**

**令和５年度**

市民協働提案事業　募集要項（新規）

子育て支援や高齢者支援、地域の居場所づくり、防災、コミュニティづくり　など協働による地域課題解決のための提案や、「子育てしたいまち　次世代を共に育むまち　ヨコハマ」の実現につながるような市民協働事業の提案をお寄せください。

審査を経て採択された提案には、実現に向けたアドバイスやコーディネート、活動資金の助成などの支援メニューがあります。

なお、本制度は、令和５年度に見直しを行いました。申請までの流れや提出書類やご提出の時期など、改めてご確認いただきますよう、お願いいたします。

　詳細については、下記へご相談ください。

※令和４年度に当制度に採択された事業の継続については別途ご相談をください。

（該当事業については「令和５年度 募集要項（継続版）」をご送付しています。）

ご相談

横浜市市民協働推進センター

〒231-0005 　横浜市中区本町6-50-10

　横浜市役所　1階

（電話）０４５－６７１－４７３２　（FAX）０４５－２２３－２８８８

（ご相談のお申込み）https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/kyodoteian/

１　協働の提案支援の趣旨

* 横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年４月１日に施行されました。
* 条例の第９条には、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは市から公正な方法により相手方を選定するほか、条例の第10条には、市民等から市に対して、市民協働事業の提案ができることが規定されています。

〇 横浜市では、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、この提案制度がより多くの市民の方々によって活用され、市民の知恵や経験を市政に反映することにより、協働型社会の形成を目指しています。

２　応募要件

1. 応募者の要件

次の要件をすべて満たすもの

* + - 横浜市内において、公共的又は公益的な活動を行っている法人、団体であること。
    - 自らが主体となって課題解決、まちの魅力づくり等を行う意欲があること。

※ 暴力団員等（横浜市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人をいう。）は対象外とします。

1. 事業の要件

次の要件をすべて満たすもの

* + - 公益的、社会貢献的な事業であって、協働事業を提案する市民等と横浜市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られるもの
    - 実施を前提とした事業で、協働事業を提案する市民等が実施することが可能であるもの

※対象外となるもの

・営利を目的としたもの 　・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

・政治、宗教、選挙活動 　・施設等の建設及び整備を目的とするもの

・地区住民の交流、親睦を目的とするイベント

３　支援（助成）内容

〇 ご相談いただいた事業の実現性を高めるために、市民局や市民協働推進センター等が事業の実現に向けたアドバイスやコーディネートなどの伴走支援を行います。

* 提案の事業化に向けて必要な経費の一部を選考により助成します。（令和６年４月１日から令和７年３月31日に実施する事業が対象です。）１事業につき上限30万円、３団体程度を予定しています。

※ 上記、事業経費の助成による支援は、横浜市の令和６年度予算が議会の議決を経て確定した後、当該年度の事業の実施が確定するため、現時点において、実施を確約するものではありません。

※ 助成金の交付を伴わない場合や、提案内容を検討中の案件についても、申請に向けた相談は随時受付しております。

* 助成金による助成対象期間は令和６年４月１日から令和７年３月31日までとなります。

　【助成金対象経費】

* 本事業の実施に直接要するもので、次の経費とします。令和６年４月１日から令和７年３月31日までに支払いがあるものにしてください。

1. 給料手当、通勤費、法定福利費などの人件費

※ 団体内部の打合せや会議のための人件費は対象外とします。

(2) 業務委託費、諸謝金、印刷製本費、会議費、旅費交通費、車両費、通信運搬費、 消耗品費、修繕費、水道光熱費、地代家賃、賃借料、保険料、諸会費、手数料などの経費

(3)　その他市長が必要と認めるもの

※ 国や他の自治体および横浜市が実施している制度による助成を受けている経費は対象外となります。

４　選考方法

横浜市が設置する学識経験者や市民活動実践者等から構成される横浜市市民協働推進委員会（横浜市市民協働推進センター事業部会）が審査基準に従い、書面審査、プレゼンテーション審査等を踏まえ総合的に審査します。（※委員の名簿は別紙参照）

横浜市市民協働推進委員会からの審査結果を踏まえ、市長が採択団体を決定します。

※ 応募までの流れについては次の項目「５　応募までの流れ・応募書類」をご確認ください。

（１）審査の方法

応募書類の書面審査、団体によるプレゼンテーション審査等により総合的に判断します。（審査基準については表１を参照してください。）

（２）審査結果

提案の採択／不採択については、表２の基準点数にもとづき決定します。

助成金を申請した場合は、表２の基準点数にもとづき助成の可否を決定します。

選考結果については、団体宛に別途通知します。

　　【表１】審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査基準 | 地域課題・社会課題の把握 | ・地域課題やニーズに沿った取組になっているか  ・事業の目的が明確になっているか | 20点 |
| 協働の必要性・ 手法 | ・協働だからこそ得られる成果が示されているか  ・行政と協働しなければ事業目的が達成できないか | 20点 |
| 実現性 | ・市との役割分担が協議されているか  ・団体として協働事業に取り組む体制が整っているか、今後整う可能性があるか | 20点 |
| 効果 | ・事業を実施することにより、受益者や地域によい効果があるか  ・市民満足度の向上につながるか | 20点 |
| 発展性 | ・他の地域へ波及していくか  ・今後の事業継続が必要な場合、手法等が考えられているか | 20点 |

【表２】提案の採択および助成金交付の基準点数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平均点数 | 提案の採択／不採択 | 助成金の交付／不交付 |
| 60点以上 | 採択 | 交付 |
| 60点未満 | 不採択 | 不交付 |

※ 予算を超える申請があった場合は、点数の高いものから交付

５　応募までの流れ・応募書類

1. 応募までの流れ

　　ア 事前相談・「事前相談シート」の提出（令和５年５月～７月末まで）

　 市民協働提案事業の応募には、必ず事前相談が必要です。下記、「ご相談先」のフォームからご相談ください。事前相談の後に、その内容を踏まえ、「市民協働提案事業事前相談シート（提案支援事業）」（第１号様式）をご提出いただきます。

※ 次のステップである「伴走支援」については、お受けできる件数が限られています。想定数を超えた場合はお受けできない場合があることご承知おき下 さい。

なお、想定した団体数に満たない場合は、８月以降も追加することもありますので、ご相談ください。

イ 伴走支援（事前相談シート提出後～令和５年12月頃まで）

ご提出いただいた「事前相談シート」を基に、市民協働推進センター及び市民局市民協働推進課からヒアリング等を行います。ヒアリングを踏まえ、事業内容へのアドバイスや本市事業関係部署との調整など、協働事業の実現に向け、伴走支援いたします。

※ 期間内に本市事業関係部署等と協働事業としての課題を整理することができなかった場合は、提案支援事業に応募できない場合があります。

ウ 応募書類の作成・提出（募集期間（予定）：令和５年12月～令和６年１月）

伴走支援や本市事業関係部署との調整結果をふまえて、提案書を作成ください。提案書を含め、下記（２）の応募書類を郵送もしくは直接持参してください（持参の場合は要予約）。

* + 対象となるのは令和６年４月１日から令和７年３月31日に実施される事業です。

1. 市民協働提案事業 応募書類（募集期間（予定）：令和５年12月～令和６年１月）

【助成金を申請しない場合】

* 1. 市民協働提案事業提案書（提案支援事業）（第２号様式）
  2. 市民協働提案事業計画書（提案支援事業）（第３号様式）
  3. 市民協働提案事業収支予算書（提案支援事業）（第４号様式）
  4. 市民協働事業 提案者の概要書（第５号様式）

【助成金を申請する場合】

　　　上記①～④に加え、

⑤市民協働事業助成金交付申請書（第６号様式）

* + 第２号様式～第４号様式について、本市が別に定める様式がある場合はそれに代えて提出することも可とします。

【ご相談先】

横浜市市民協働推進センター

〒231-0005 　横浜市中区本町6-50-10　横浜市役所　1階

（電話）０４５－６７１－４７３２　（FAX）０４５－２２３－２８８８

（ご相談のお申込み）<https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/kyodoteian/>

６　その他

1. 情報公開

応募書類は、原則として情報公開の対象となります。ただし、特定の個人が識別されたり団体の正当な利益を害したりするおそれがある情報などは、公開しない場合があります。

1. 個人情報の取扱

応募書類にご記入いただいた個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしま　せん。

1. 助成金の継続について

助成金による助成は原則単年度ですが、継続して助成を受けたい場合は、継続事業として応募が可能です。応募については、実施年度（継続申請の前年度）の11月頃に別途、ご案内いたします。但し、申し込みできるのは３年までとし、継続にあたっては、前年通りの申請とするのではなく前年の事業を発展させた内容としてください。また審査時に予算上限に達する場合、新たに提案をいただいた事業を優先して助成することがあります。

※ 令和４年度に当制度に採択された事業の継続については別途ご案内しております。

（４） 令和６年度の事業について

令和６年度の本事業の実施は、横浜市の予算が議会の議決を経て確定した後、当該年度の事業の実施が確定するため、現時点において、事業の実施を確約するものではありません。

（５） 制度に関するお問い合わせ

市民協働事業の提案支援制度に関するお問い合わせは、横浜市市民局市民協　働推進課までご連絡ください。

　　市民局市民協働推進課

受付時間　９時00分～17時15分（土日祝日を除く）

〒231-0005 　横浜市中区本町6-50-10

　横浜市役所　12階

（電話）０４５－６７１－４７３４　（FAX）０４５－２２３－２０３２

（メールアドレス）sh-shiminkyodo@city.yokohama.jp

①事前相談期間

「事前相談シート」の提出

７　スケジュール　（令和５年～６年度）

①事前相談期間【令和５年５月～７月末】

市民協働提案事業の応募には、必ず事前相談が必要です。「ご相談先」のフォームからご相談ください。事前相談の後に、その内容を踏まえ、「市民協働提案事業事前相談シート（提案支援事業）」

をご提出いただきます。

* 次のステップである「伴走支援」については、お受けできる件

数が限られています。想定数を超えた場合はお受けできない可能性があることご承知おき下さい。

なお、想定した団体数に満たない場合は、８月以降も追加することもありますので、ご相談ください。

②伴走支援期間

②伴走支援期間【事前相談シート提出～令和５年12月】

ご提出いただいた「事前相談シート」をもとに、市民協働推進セ　　　　　　　　　　ンター及び市民局市民協働推進課からヒアリングを行います。ヒアリングを踏まえ、事業内容へのアドバイスや本市事業関係部署との調整など、協働事業の実現に向け、伴走支援いたします。

※ 期間内に本市関係部署等と協働事業としての課題を整理することができなかった場合は、提案支援事業に応募できない場合があります。

③提案応募期間

③提案応募期間【令和５年12月～令和６年１月末（予定）】

①、②を踏まえ、ご提案の応募書類を作成の上、市民協働

推進センターに郵送もしくは持参して提出してください。

④プレゼンテーション【令和６年２～３月（予定）】

④プレゼンテーション

市民協働推進委員会（横浜市市民協働推進センター事業部会）でご提案事業についてプレゼンテーションしていただきます。

【参考】令和４年度：プレゼンテーション７分／質疑応答15分

⑤審査

⑤審査（非公開）【プレゼンテーション審査後】

市民協働推進委員会（横浜市市民協働推進センター事業部会）が審査基準に従い、申請書類、プレゼンテーションを踏まえ総合的に審査します（非公開）。審査の詳細は「４ 選考方法」を参照ください。

⑥審査結果通知

⑥審査結果通知【令和６年３月末頃】

委員会での審査を踏まえ、選考結果等を通知いたします。

⑦取組開始

⑦取組開始【令和６年４月～】

採択後、市と協働して事業に取り組んでいただきます。

※ 助成金の交付までには少々お時間をいただく場合があります。

⑧中間報告

⑧中間報告【令和６年12月（予定）】

市民協働推進委員会（横浜市市民協働推進センター事業部会）に

て、取り組んでいる事業の進捗状況や協働プロセス等について中間報告していただきます。事業の進捗状況や実施しての課題、成果などを検証する場として、提出された報告にもとづき、委員が質問や助言を行います（プレゼンテーションによる報告を予定）

※ 実施事業について次年度も継続意向がある場合は、その旨の　報告もお願いします

⑨最終報告

⑨最終報告【令和７年２月～３月】

市民協働推進委員会にて、取り組んだ成果について報告してい　ただきます。（書面による報告を予定）

* 次年度について継続申請を希望される場合は、併せてご申請いただきます。

（第１号様式）

**※ご提出の前に、必ず事前相談をお受けいただきますようお願いいたします。**

市民協働提案事業事前相談シート（提案支援事業）

　令和　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 提案者・団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 肩書き・  代表者氏名等 |  |

横浜市と協働により課題解決を図るため、市民協働提案事業の趣旨を理解し、次のとおり市民協働提案事業事前相談シートを提出します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案事業名 | |  | | | | |
| 提案事業の活動分野（該当の分野１つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数にわたる場合は、最も主なものに○をしてください。） | | | | | | |
|  | 保健・医療・福祉 | |  | 災害救援 |  | 科学技術 |
|  | 社会教育 | |  | 地域安全 |  | 経済活動 |
|  | まちづくり | |  | 人権擁護・平和 |  | 職業能力開発・雇用機会拡充 |
|  | 観光 | |  | 国際協力 |  | 消費者の保護 |
|  | 農山漁村・中山間地域 | |  | 男女共同参画 |  | 市民活動支援 |
|  | 文化・芸術･スポーツ | |  | 子どもの健全育成 |  | その他（　　　　　　　　） |
|  | 環境 | |  | 情報化社会 |  |  |

【注意事項】次の要件を満たしていないか確認いただき、チェックをしてください。一つでも満たしている場合、提案ができません。

　□　営利を目的としたものでないこと

　□　特定の個人や団体のみが利益を受けるものでないこと

　□　政治・宗教・選挙活動でないこと

　□　施設等の建設及び整備を目的とするものでないこと

　□　地区住民の交流、親睦を目的とするイベントがないこと

　□　暴力団の活用を助長し、又は暴力団の運営に資することがないこと

（第１号様式）

市民協働提案事業事前相談シート（提案支援事業）

|  |
| --- |
| **１　事業の概要（現状や課題、事業の目的、実施内容など）** |
| **〈現状〉**  **〈課題〉**  **〈取組内容〉**  **〈取組による効果〉** |
| **２　想定している協働先** |
|  |
| **３　必要経費** |
|  |

（第２号様式）

市民協働提案事業提案書（提案支援事業）

横 浜 市 長

　令和　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 提案者・団体名 |  |
| 所在地 |  |
| 肩書き・  代表者氏名等 |  |

横浜市と協働により課題解決を図るため、次のとおり市民協働提案支援事業に提案します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案事業名 | |  | | | | |
| 提案事業の活動分野（該当の分野１つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、最も主なものに○をしてください。） | | | | | | |
|  | 保健・医療・福祉 | |  | 災害救援 |  | 科学技術 |
|  | 社会教育 | |  | 地域安全 |  | 経済活動 |
|  | まちづくり | |  | 人権擁護・平和 |  | 職業能力開発・雇用機会拡充 |
|  | 観光 | |  | 国際協力 |  | 消費者の保護 |
|  | 農山漁村・中山間地域 | |  | 男女共同参画 |  | 市民活動支援 |
|  | 文化・芸術･スポーツ | |  | 子どもの健全育成 |  | その他（　　　　　　　　） |
|  | 環境 | |  | 情報化社会 |  |  |
| 事業目的  及び事業概要 | |  | | | | |
| 協働を希望する  横浜市の所属 | |  | | | | |
| 助成金の要否 | | □交付希望（　　　　　　万円）（助成金名：　　　　　　　　　　　　　）  □交付不要 | | | | |

【添付書類】 提出にあたっては、次の書類を添付してください。

　　・市民協働事業計画書（第３号様式）

　　・市民協働事業収支予算書（第４号様式）

　　・市民協働事業提案者の概要書（第５号様式）

　　・団体の前年度活動報告書及び前年度収支計算書

　・団体の当該年度活動計画書及び当該年度収支予算書

・団体の定款、規約、会則等

　　・団体の会員名簿及び役員名簿

※「事業名」「提案者・団体名」「目的・概要」は、ホームページ等により公表します。また、提出された書類等については、情報公開の対象となります。

（第３号様式）

市民協働提案事業計画書（提案支援事業）

提案者・団体名

**実施する市民協働事業の計画**

|  |
| --- |
| **提案事業名** |
|  |
| **１【提案事業の全体像について】（事業の内容、事業スケジュール、収支予算の考え方など）** |
|  |
| **２【課題の把握について】（どのような課題やニーズに基づいて発案したのか、提案事業を実施する目的は何か、この提案事業を実施する必要はどこにあるのかなど）** |
|  |
| **３【実施手法・協働の必要性について】（提案事業を実施するために行政と協働する必要性について、協働によりどのようなことが可能になるのか、行政が取り組みの中で担う役割など）** |
|  |
| **４【実現性について】（行政との役割分担、団体としてどのような体制で事業に取り組むか）** |
|  |
| **５【事業効果について】（事業を実施することによりどのような効果があるのか、市民満足度の向上にどうつながるかなど）** |
|  |
| **６【発展性について】（事業が他の地域や他の団体へ波及できるか、また、次以降継続していく場合、どのような手法（体制・収入）により行うか）** |
|  |

※必要に応じ別紙添付可

（第４号様式）

市民協働事業収支予算書（提案支援事業）

提案者・団体名

|  |  |
| --- | --- |
| **提案事業名** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 備考 |
| 《収入の部》 |  |  |
| 収入合計（Ａ） |  |  |
| 《支出の部》 |  |  |
| 支出合計（Ｂ） |  |  |
| 当期収支差額（Ａ）－（Ｂ） |  |  |

※必要に応じ別紙添付可

（第５号様式）

市民協働事業　提案者の概要書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案者・団体名 | （ふりがな） | |
| 所在地 | 〒 | |
| 代表者氏名 | （ふりがな） | |
|  | 連絡者氏名  住所  電話　　　（　　　　）　　　　　　FAX　　　（　　　　）  e-mail：　　　　　　＠　　　　　　　 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ | |
| 設立（活動）開始年月  （NPO法人設立年月） | 年　　　月　　　活動歴　　　年 か月（令和　　年３月末日現在）  （NPO法人設立　　　　年　　　月） | |
| 会員数  (構成員数) | 個人：  団体： | 入会条件 |
| 主な活動地域 | 横浜市内　　　　　区  その他（　　　　　　　　　） |
| 広報関係の有無 | （会報、広報誌等の発行）  　有　（年　　　回発行）　　　／　　無 | |
| （ホームページ）  　　　　有　（URL　　　　　　　　　　　　　）　／　無 | |
| 活動等の目的 |  | |
| 主な活動 |  | |
| これまでに助成金や委託を受けた実績 | ※これまでに市や他の行政機関から事業を受託したことがある場合は、事業名・委託契約先名・受託時期を、また、これまでに市や他の行政機関、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください（過去５年間程度）。 | |

（第６号様式）

市民協働事業助成金交付申請書

令和　年　月　日

（申請先）

横浜市長

申請者（代表者）

住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者氏名）

市民協働事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）および市民協働事業の提案支援実施要綱を遵守します。

１　市民協働事業名

２　申請金額

　　￥

申請額から、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を差し引いていますか

☐いる　　　☐いない

【横浜市市民協働推進委員会（第５期）　委員名簿】（委員長を除き五十音順・敬称略）

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 鈴木　伸治（委員長） | 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科教授 |
| 池田　誠司 | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長 |
| 大塚　朋子 | 特定非営利活動法人こまちぷらす  居場所づくりコーディネーター |
| 岸本　伴恵 | 株式会社チェンジ　Next Learning eXperience  ユニット マネージャー |
| 後藤　智香子 | 東京大学先端科学技術研究センター共創まちづくり分野　特任講師 |
| 齊藤　ゆか | 神奈川大学学長補佐人間科学部教授 |
| 竹原　和泉 | 特定非営利活動法人まちと学校のみらい　代表理事  文部科学省総合教育政策局ＣＳマイスター  東京学芸大学　理事（連携・特命事項担当） |
| 林　　重克 | 特定非営利活動法人オールさこんやま理事長  旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長 |

【横浜市市民協働推進センター事業部会】（五十音順・敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| 齊藤　ゆか | 神奈川大学学長補佐人間科学部教授 |
| 田辺　由美子 | 特定非営利活動法人くみんネットワークとつか理事長 |
| 永岡　鉄平 | 特定非営利活動法人フェアスタートサポート代表理事 |
| 林　　重克 | 特定非営利活動法人オールさこんやま理事長  旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長 |
| 吉武　美保子 | 特定非営利活動法人新治里山「わ」を広げる会事務局長 |

※令和５年３月現在